

市内飲食事業者の感染対策を後押し  
天理市「新しい外食スタイル」応援事業

令和2年8月5日  
天理市産業振興課

感染拡大が続くなか、マスクを外す会食等の自粛や時間短縮の動きが広がっており、市内飲食事業者に感染対策と両立した形での店舗運営を確立いただくことが急務です。ガイドラインに基づく飲食店舗の感染対策を推進し、市民の不安を少しでも取り除きつつ、市全体で外食における新しい生活様式を広めるため、「新しい外食スタイル」に取り組む飲食事業者を以下のとおり支援します。

1. 対象 業界・団体のガイドラインを遵守し、感染防止対策をはじめとする新しい生活様式に対応した市内飲食事業者  
※「外食業の事業継続のためのガイドライン」など
3. 支援内容 1事業所あたり10万円を給付  
①市内飲食事業者が業界・団体のガイドラインを遵守し、感染防止対策をはじめとする新しい生活様式に対応  
②「新しい外食スタイル」に取り組む店舗情報を市HP等で発信  
③「新しい外食スタイル」に取り組む目印となるポスターを店頭に掲出
4. 受付期間 令和2年8月25日(火)～9月30日(水)
5. 申請方法 近日中に市ホームページに掲載します。

本件に関する連絡先

天理市役所 環境経済部 産業振興課  
課長 岩城 昌美  
TEL 0743-63-1001(内線264)  
FAX 0743-62-5016  
E-mail:sangyoukyousou@city.tenri.nara.jp

## 天理市「新しい外食スタイル」応援事業

### 【背景と趣旨】

- ・ 7月以降、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、東京都や大阪府など都市部だけの問題ではなくなっています。
- ・ 感染が深刻な一部地域では、接待を伴う飲食店に限らず、飛沫による感染のリスクが高いとの理由から、飲酒を伴う会食や、5名以上での外食についても、利用の自粛や営業時間の短縮などが、改めて要請されています。
- ・ 4月から5月にかけての緊急事態宣言下の休業により、市内店舗の皆さんが被った影響は大きく、多くは未だ十分な回復に至っていません。
- ・ 奈良県内では、現時点では再度の休業等は求められていないものの、デリバリーやテイクアウトだけで経営を維持していくことは難しく、感染対策と両立した形で店舗での営業を確保することが死活的問題です。
- ・ 外食業等をはじめ各業界では、感染対策に関するガイドラインが策定されており、政府や都道府県では先ずこのガイドラインの遵守を呼びかけています。
- ・ 外食・会食による感染が拡大し、市民が不安となって客足が遠のき、また営業にも制限がかかるという悪循環に陥らないためには、ガイドラインに沿った感染対策を各店舗で工夫いただき、安心感を共有することが重要です。
- ・ 天理市では、市民を守り、市内事業者を守るため、「新しい外食スタイル」に取り組む店舗を下記のとおり支援します。

### 【対象】

- ・ 業界・団体のガイドラインを遵守しつつ、感染防止対策をはじめとする新しい生活様式に対応する市内飲食事業者

※「外食業の事業継続のためのガイドライン」

「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」  
など

### 【内容】

- ・ 天理市「新しい外食スタイル」応援助成金 一事業所あたり10万円
- ・ ステップ1：市内飲食事業者が、業界・団体のガイドラインを遵守しつつ、感染防止対策をはじめとする新しい生活様式に対応 → 助成金の申請
- ・ ステップ2：助成金の決定・支出 → 「新しい外食スタイル」に取り組む店舗情報を市HP等で発信
- ・ ステップ3：「新しい外食スタイル」に取り組む店舗の目印となるポスターを店頭に掲出

### 【受付期間】

- ・ 令和2年8月25日（火）～9月30日（水）

### 【予算対応】

- ・ 令和2年8月市長専決
- |           |                |          |
|-----------|----------------|----------|
| 助成金       | 10万円 × 100店舗 = | 10,000千円 |
| 交付決定通知郵送料 | 84円 × 100店舗 =  | 9千円      |
| 店頭表示印刷費   |                | 100千円    |

## 【事業展開】

・ ステップ1 : 市内飲食事業者が、業界・団体のガイドラインを遵守しつつ、感染防止対策をはじめとする新しい生活様式に対応 → 助成金の申請

○申請書において、店舗が取り組む感染防止対策の内容をチェック及び記載

(必須項目)

- 密にならないための客席の工夫
- 飛沫感染予防のための間仕切り(ビニールカーテン、アクリル板等)の設置
- 来客者や従業員のための消毒液、除菌剤、ペーパータオル等の設置
- 店内での換気の徹底
- 店内の消毒の徹底

(その他の工夫)

- 自動手洗い消毒器、非接触型体温計の設置
- 空気清浄機の設置、非接触型自動水栓(蛇口)の設置
- ソーシャルディスタンスを確保するためのサイン等の設置
- 受付や支払いのための非接触型自動受付精算機の導入
- その他 ( )

○感染防止対策の内容を確認できる写真の添付

ステップ2 : 助成金の決定・支出 → 「新しい外食スタイル」に取り組む店舗情報を市HP等で発信

○必須となる5項目を補助対象の最低ラインとし、その他の工夫は任意として、取組内容を添付写真で確認し、助成金の決定を行う

○市HPにおいて、「新しい外食スタイルで頑張る店舗」のサイトを設け、個々の店舗情報と取組内容(写真)を発信し、安心感の共有を図る

ステップ3 : 「新しい外食スタイル」に取り組む店舗の目印となるポスターを店頭に掲出

○各店舗において、「新しい外食スタイルで頑張る店舗」のポスターを店頭に掲出して安心感の共有を図り、営業の一助とする

# 天理市が講じる新たな対策

## 天理市「新しい外食スタイル」応援事業

感染拡大が続く中、市民の健康を守るために、各種感染予防ガイドラインに基づく飲食店舗の感染対策を推進することが大切です。市では、新しい生活様式に対応する市内飲食事業者に対し、助成金を交付するほか、感染予防に取り組む店舗の目印となるポスターを配布します。

助成額 1店舗あたり 10万円

対象者 各種感染予防ガイドラインに沿った感染対策をはじめとする、新しい生活様式に対応している市内に店舗を有する飲食事業者（※1）

（※1）食品衛生法に基づく、飲食店営業許可を受け、客の注文に応じ調理した料理や飲料をその場で飲食させる事業所及び主としてカラオケ、接待サービスなどにより飲食などをさせる事業所。お弁当や惣菜類などの販売を主な業務としている場合や、店舗内に飲食スペースがない場合、社員食堂など特定の者を対象とする施設は対象となりません

対象要件 以下の（1）必須の取組みを全て実施している必要があります  
（2）任意の取組みは助成金の交付に影響はありませんが、取組状況を市ホームページなどで公表する予定です

### （1）必須の取組み

- ・密にならないための客席の工夫（配席の間隔を空けるなど）
- ・飛沫感染防止のための間仕切り（ビニールカーテン、アクリル板の設置）
- ・来客者や従業員のための消毒液、除菌剤、ペーパータオルなどの設置
- ・店内の換気の徹底
- ・店内の消毒の徹底

### （2）任意の取組み

- ・自動手指消毒器、非接触型体温計の設置
- ・空気清浄機、非接触型自動水栓（蛇口）の設置
- ・ソーシャルディスタンスを保つための目印などの設置
- ・受付や支払いのための非接触型自動受付精算機の導入 など

申請方法 郵送にて受付

☆申請書のほか、上記の感染予防の取組状況の写真などを提出

申請書類など 市ホームページに掲載

☆助成金の申請後、新しい外食スタイルに取り組む店舗の目印となるポスターを配布します。

また、市ホームページに店舗情報や感染予防の取組みなどを公表します

問い合わせ 産業振興課（☎内線 271）

# 新しい外食スタイルで 頑張る店舗

コロナ対策  
実行中!



店舗 No.



天理市

